

月報

しろいし



〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所)

TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和8年1月内容)

<求人はハローワークへ!!>

【求職の状況】

- 新規求職者数は160人で、前月と比べて46.8%減増加した。
- 月間有効求職者数は616人で、前月と比べて6.6%増加した。

【求人状況】

- 新規求人数は206人で、前月と比べて17.6%減少した。雇用形態別で見ると一般は前月と比べて58.1%減少し、パートは前月と比べて30.7%増加した。
- 月間有効求人数は626人で、前月と比べて10.3%減少した。

【求人倍率の状況】

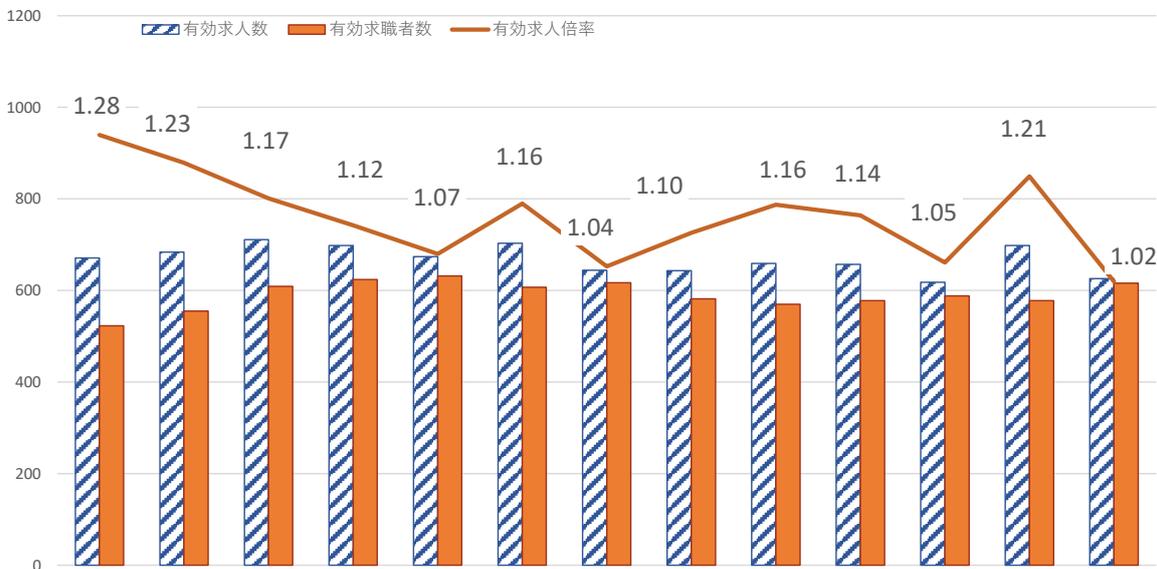
- 有効求人倍率は1.02倍で、前月を0.19ポイント下回った。雇用形態別で見ると一般は1.14倍で前月と比べて0.05ポイント減少した。パートは0.86倍で、前月と比べて0.37ポイント減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数値



	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月
有効求人数	671	684	711	698	674	703	644	643	659	657	618	698	626
有効求職者数	523	555	609	624	632	607	617	582	570	578	588	578	616
有効求人倍率	1.28	1.23	1.17	1.12	1.07	1.16	1.04	1.10	1.16	1.14	1.05	1.21	1.02

一般職業紹介状況（令和8年1月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	160	46.8	25.0	
	うち男	69	76.9	6.2	
	うち女	91	30.0	44.4	
	年 齢 別	～44歳	51	37.8	27.5
		45～54歳	21	▲ 8.7	▲ 8.7
		55歳～	88	79.6	35.4
	月間有効求職者数	616	6.6	17.8	
	うち男	279	4.9	4.1	
	うち女	336	8.0	31.8	
	年 齢 別	～44歳	201	3.1	12.3
		45～54歳	117	1.7	13.6
		55歳～	298	11.2	23.7
求 人 関 係	新規求人数	206	▲ 17.6	▲ 19.8	
	主 要 産 業 別	建設業	60	122.2	20.0
		製造業	29	▲ 23.7	▲ 48.2
		卸売・小売業	9	▲ 89.4	▲ 50.0
		飲食店・宿泊業	15	114.3	▲ 31.8
		医療・福祉	39	0.0	▲ 20.4
月間有効求人数	626	▲ 10.3	▲ 6.7		
就 職 関 係	紹介件数	142	23.5	54.3	
	うち男	66	▲ 7.0	34.7	
	うち女	76	72.7	76.7	
	就職件数	37	2.8	5.7	
	うち男	13	▲ 13.3	▲ 18.8	
	うち女	24	14.3	26.3	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和8年1月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	785	783	795	
	資 格 取 得 者 数	81	123	88	
	資 格 喪 失 者 数	150	74	148	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,705	10,774	11,074	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	35	18	36
		受給者実人員	166	178	1,119
		支給金額（千円）	22,611	22,756	14,755
	高 齢	受給者数	11	14	16
		支給金額（千円）	2,534	2,654	3,647
	特 例	受給者数	6	7	4
		支給金額（千円）	1,104	1,476	743
	再 就 職 手 当	支給人員	9	13	5
		支給金額（千円）	3,691	5,341	3,074

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設しました

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

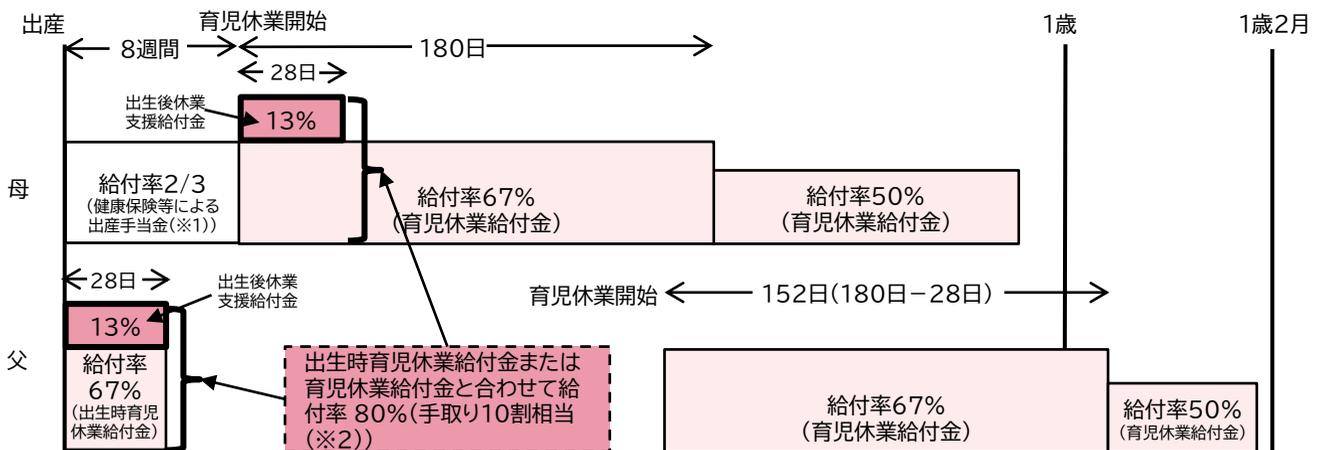
2 支給額

支給額 = 休業開始時賃金日額※1 × 休業期間の日数（28日が上限）※2 × 13%

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



- ※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
- ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年8月1日時点：16,110円（毎年8月1日に改定））があることにご注意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の ① ② ③ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

① 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することではなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

② 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することではなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

③ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

お問い合わせはハローワークまで

〇〇 (勤務先の市区町村名)

ハローワーク

検索